

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現 状

(1) 地域の防災計画及び災害リスク

- 1) 東員町地域防災計画（令和6年8月改定版）では、事業所の防災活動の促進計画として災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるため、施設の補強、防災計画や事業継続計画（BCP）の作成等、各種防災対策の推進を支援するとあり、とりわけ、地域の一員として、平常時から地域住民や地域における様々な団体と連携しつつ、災害時には地域と一体となった救出、救助活動が可能となる防災力を高めるための支援を行うとしている。災害リスクとしては、令和元年9月には実際に東員町にて発生した大雨により、床下浸水及び床上浸水の被害も出て、大きな被害を被った。また、東員町のハ最小限ザードマップによると、当会が立地する市街地域において、部分的に床下浸水、床上浸水の被害が発生することが予想されており、特に製造業が多く立地する瀬古泉地区においては、家屋が水没する恐れのある区域として早期の立退き避難が必要とされている。当町は、製造業が盛んな町であり、その中心的な役割を占めている瀬古泉地区が一旦水没してしまうと、当町の製造業の機能が麻痺し、サプライチェーンが寸断されてしまう恐れがある。

2) 東員町防災ハザードマップ（2023版）より

- ・南海トラフ地震（理論上最大クラス）について
上記の地震が最大クラス（マグニチュード9.0）で発生した場合を想定すると、建物崩壊による重傷者数が約50人、軽傷者数が約300人、火災発生棟数が約20棟と想定されている。
- ・養老桑名四日市断層帯による地震について
過去の活動による断層のずれが、6mと推定されることからマグニチュード8程度の大地震が発生すると想定されている。
実際に発生した場合、建物崩壊による重傷者数約300人、軽傷者数約800人、火災発生軒数が約100棟と想定されていることから、東員町に甚大な被害をもたらすこととなる。
- ・員弁川が大雨により洪水になった場合の浸水予測について
現況の員弁川の河道の整備状況等を勘案して、員弁川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシュミレーションすると当町の瀬古泉地区の一部、山田地区の南部員弁川左岸地区においては、洪水氾濫が発生すると想定されており、また、南大社地区、中上地区戸上川右岸の北大社地区においては、浸水の恐れが想定されている。

地震発生による被害想定（東員町地震ハザードマップより抜粋）

分 類		南海トラフ地震	養老桑名四日市断層帯地震
家屋の全壊 消失棟数（棟） ※冬の夕方発生	揺 れ	500	2,600
	液状化	40	40
	火災発生	20	100
重傷者数（人）	建物崩壊による	50	300
軽傷者数（人）	建物崩壊による	300	800

(2) 商工業者の状況

当町の人口は、過去５年間微増の状況で推移したが、今後は少子高齢化の方向にある。小規模事業者数は、コロナ禍に減少したものの、その後増加の推移となった。しかしながら事業者の高齢化が急速に進む状況下であり、若年層の労働者不足、後継者の確保難など、当町の商工業者、特に小規模事業者において喫緊の課題となっている。

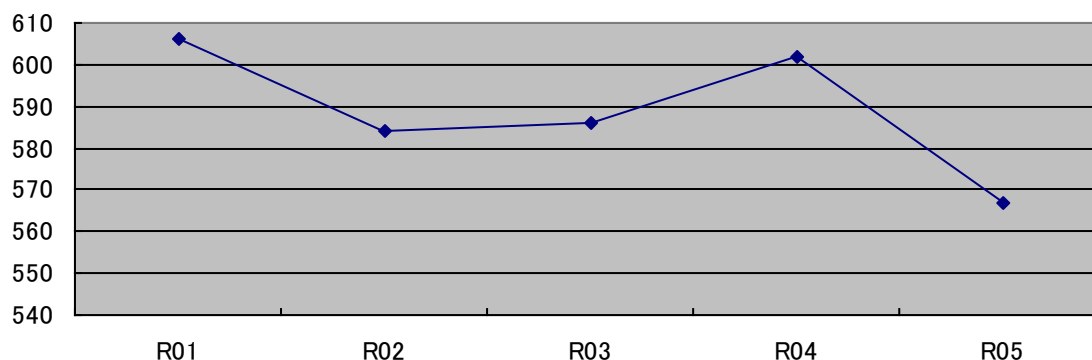
また町内の小規模事業者を取巻く環境は、製造業は中部圏内企業の下請事業者が大半を占め、コスト削減・短納期・品質要求・海外生産シフトによる受注減が顕著に示され、建設業においては請負単価の抑制・競合激化や技術者・労働者の確保難、卸・小売業は町内に相次ぐ大型店の進出により競争激化、低価格競争が著しくなっている。また、サービス業においては、消費者ニーズの多様化・高度化、価格競争など、各業種において厳しさを増している状況にある。

内部環境については、高齢により事業承継を必要とする事業所の取組みの停滞、また事業計画の未策定事業者が約５割を占めるなど課題が浮き彫りとなっている。このように事業承継問題や事業計画策定への取組みの低さなどの問題を抱えており、今後、後継者不在により廃業に追い込まれる事業者も出る可能性等の危機感を抱いている。しかしながら、昨今は若い世代の創業も増加傾向となっており、特にサービス業での開業は期待できるものと考える。

東員町の小規模事業者数の業種別推移

年度	建設	製造	情報通信	運輸	卸小売	金融保険	不動産	学術研究	飲食宿泊	生活関連	教育学習	医療	サービス	合計
R01	114	113	5	11	123	6	25	36	53	66	9	13	32	606
R02	117	103	3	11	117	5	24	34	50	68	8	13	31	584
R03	118	103	4	12	117	4	25	34	51	73	10	14	31	596
R04	117	104	4	13	117	4	26	36	51	76	10	15	29	602
R05	111	100	4	13	97	3	23	38	42	75	14	16	31	567
R01/R05 伸び率	97%	88%	80%	118%	79%	50%	92%	106%	79%	114%	156%	123%	97%	94%

小規模事業者数推移



(3) これまでの取組

- 1) 当町の取組
 - ・地域防災計画の策定（令和６年８月改訂）

- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・東員町総合防災訓練の実施
- ・防災学習の実施（小学４年生～中学１年生）
- ・自治会自主防災訓練への支援

2) 当会の取組

- ・平成 28 年度 建設業部会にて事業継続計画（BCP）講習会を開催し計画策定について取組を始めた。
- ・令和 5 年度 防災自助向上セミナーを開催し、防災についての自助意識の向上を図った。
- ・令和 5 年度 防災検定 3 級の受検を実施。
- ・令和 5 年度 桑名消防団本団 女性消防団へ女性職員 2 名着任
- ・令和 5 年度 女性部事業として消化訓練等実施
- ・防災備品（ヘルメット、懐中電灯等）を備蓄

II 課 題

現状では、企業・事業所の事業継続計画（BCP）の作成が徐々にすすんではいるが、取組み不足を感じる。また、地域消防団の団員となってる企業・事業所があり地域での防災対策に取り組んではいるが、事業所が限られているなどの課題がある。緊急時の取組について各地域での訓練及び女性職員の女性消防団としての活動はされてるものの、商工会としての取組が少なく、今後、重要性を感じる「自助向上」についての具体的な行動、日ごろの準備等、周知への取組みが不十分である。セミナー開催等を通じ、意識向上に繋げていく必要がある。

III 目 標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告を構築させ、連携した防災対策の推進により、災害発生時の事業の継続や地域と一体となった防災活動のための備えを整えること。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

*その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

平成23年4月に締結した「災害時における応急生活物資等の調達に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、災害時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険、共済加入、行政の支援策の活用等）について説明を行う。
- ・会報誌や町広報、ホームページ等において、国・県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 東員町商工会自身の事業継続計画（BCP）の作成

- ・当会は、令和元年に事業継続計画（BCP）を作成。
令和5年に法定経営指導員変更等に伴う認定申請書作成（別添参照）

3) 関係団体等との連携

- ・代理所委託契約を締結している三重県中小企業共済協同組合と連携し、災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合の利益を補償する「休業対応応援共済」、従業員が災害等でケガをして就業不能となった場合の収入を補償する「所得補償共済」の推進及び普及PRを行う。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・（仮称）東員町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグネチュード8クラスの地震）が発生したと仮定し、東員町との連絡ルートの確認を行う（訓練は必要に応じて実施する）

＜2. 災害発生後の対策＞

- ・自然災害等による災害発生時は、人命救助を第一に優先し、その上で、下記の手順で地区内の事業所等の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。
SMS を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を当会と当町で共有する。
- ・国内感染者発生時には職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗いうがい等の徹底を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で被害状況や被害規模に応じた応急対応の方針を決める。
- ・豪雨による警報等が発令された後、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤をせず、職員自身は安全確保の確認を行った後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める
- ・大きな被害状況を確認し、1 日以内に情報共有する。
- ・当会と当町の被害情報等の共有間隔は、被害状況に応じて共有間隔をその都度決定する。

職員の所在地（令和 6 年 12 月現在）

東員町内	2 名	町内職員が被災して動けない場合 町外職員（三重県北部）が優先的に巡回し被害状況の確認を行う。
町外（三重県北部）	4 名	
町外（三重県中部）	0 名	

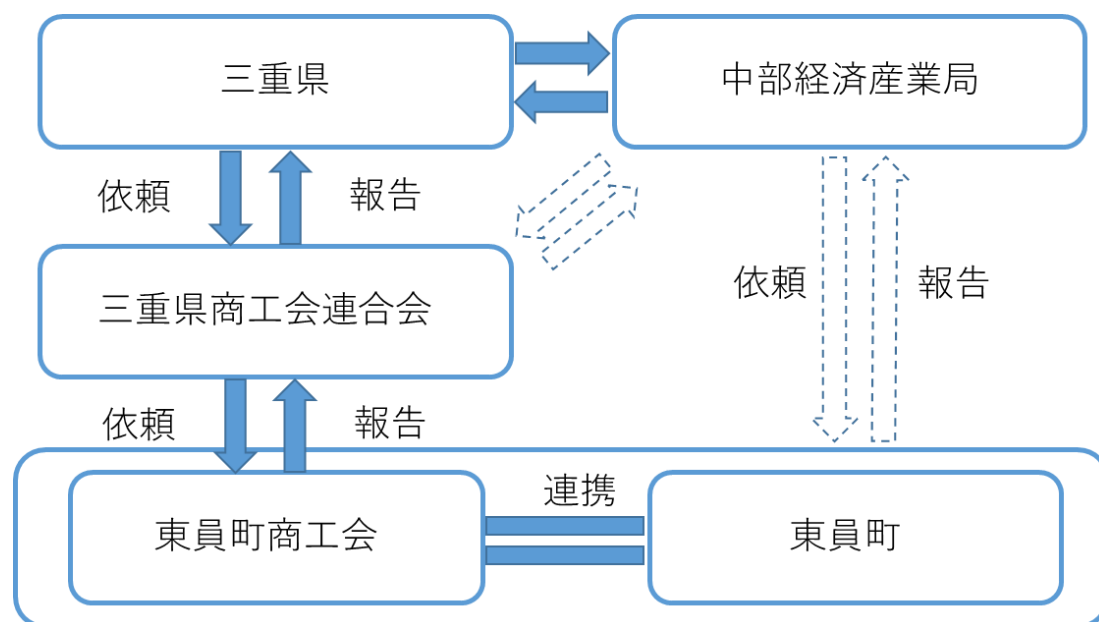
被害想定

大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等大規模な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない。もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊、半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害情報がない。

上記を共通の被害の分類として被害状況に応じた応急対応の方針を決定する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動内容について決定する。
- ・当会と当町は、自然災害による被災状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、予め確認しておく。
- ・当会と当町が共有した被害情報について、三重県の指定する方法にて当会又は当町より三重県へ報告する。（下図参照）



＜４．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、当会と当町と協議する。（当会は、国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業所施策（国や三重県、東員町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜５．地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県、東員町、三重県商工会連合会、全国団体等に相談する。
- ・当地域の被害規模が大きく、他の地域からの応援派遣が必要な場合は、三重県商工会連合会、が中心となって派遣職員の調整を行い、三重県商工会連合会及び県内商工会職員について、当地域への応援派遣を受けながら復興支援に取り組む。

*その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

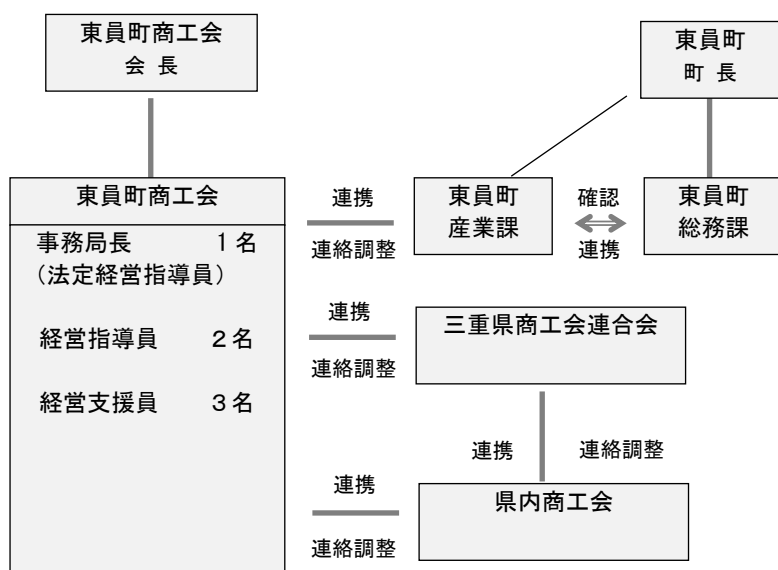
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年12月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 瀬戸口 一美

〒511-0251

三重県員弁郡東員町大字山田 1600 番地

TEL 0594-76-2510 FAX 0594-76-9806

E:mail h-setoguchi@mie-shokokai.or.jp

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①東員町商工会

〒511-0251

三重県員弁郡東員町大字山田 1600 番地

TEL 0594-76-2510 FAX 0594-76-9806

E-mail contact@toin-shokokai.jp

②東員町産業課

三重県員弁郡東員町大字山田 1600 番地

TEL 0594-86-2808 FAX 0594-86-2852

E-mail sangyou@town.toin.lg.jp

③その他

三重県商工会連合会

〒514-0004 三重県津市栄町 1 丁目 891 番地 三重県合同ビル 6 階

TEL : 059-225-3161 FAX : 059-225-2349

*その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	150	150	150	150
・ パンフレット、 チラシ作製費	200	200	200	200	200
・ 防災、感染症対 策費	50	50	50	50	50
・ 協議会運営費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
商工会費収入、小規模事業支援費補助金（三重県補助金）、東員町補助金充当、事業収入など

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
三重県中小企業共済協同組合 理事長 坂下 啓登 〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル3階
連携して実施する事業の内容
1. 事前の対策 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所のリスク対策(事業休業への備え、水災補償、保険・共済加入等)についての説明を実施する際、三重県中小企業共済協同組合の職員が必要に応じて同行説明等の協力・支援を行う。 2) 関係団体等との連携 ・代理所委託契約を締結している三重県中小企業共済協同組合と連携し、リスク対策として、災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合の利益を補償する「休業対応応援共済」の推進及び普及PRを行う。
連携して事業を実施する者の役割
・中小企業・小規模事業者が災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合において、事業継続を支援する「休業対応応援共済」を中心に災害リスク対策として共済商品を説明、提供する。 ・三重県中小企業共済協同組合は損害保険会社の代理店でもあるため、商工会会員のニーズに応じてリスク対策としての保険商品を幅広く提案をすることができる。 ・県下各商工会や中小企業・小規模事業者の事業所において、三重県中小企業共済協同組合の職員が災害リスク対策としての損害保険・共済商品の説明会を実施する。
連携体制図等
<pre> graph TD A[三重県中小企業共済協同組合] <--> 連携 B[東員町商工会] B --> 協力・支援 C[地域小規模事業者] A --> 協力・支援 C </pre>